

民事委任契約書

依頼者(甲) (住所) (氏名)	印	受任弁護士(乙) (住所) 東京都多摩市鶴牧1-4-17いずみビル3階A (氏名) 田崎 博実	印
------------------------	---	---	---

1. 甲は乙に対して次の事件を委任し、乙はこれを受任する。

事件名	目的物
相手方	
委任の範囲 (カッコ内は着手金額)	<input type="checkbox"/> 示談交渉 (10万円) <input type="checkbox"/> 訴訟・一審のみ (20万円) <input type="checkbox"/> 訴訟・全審級 (30万円) <input type="checkbox"/> 保全・執行 (10万円) <input type="checkbox"/> 調停・審判 (20万円) <input type="checkbox"/> その他手続(内容) ・30万円 <input type="checkbox"/> 増・減額調整()万円

2. 乙は、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。

3. 甲は乙に対し、次の着手金、報酬金、日当・実費等を次の通り支払う。

(1) 着手金は 万円(含消費税 万円)

支払条件 令和 年 月 日 限り

(2) 書面印刷代、交通費、印紙代など委任事務処理に要する実費は乙が請求したとき(預り金により処理する場合を除く)。

(3) 報酬金は、裏面別表記載の成果があったときに、別表に基づき算定される報酬額を支払うものとする。その支払方法は甲乙協議して決する。

報酬算定例(下記の場合以外に報酬が発生する場合があります。詳細は裏面。)

4. 甲が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、事件等の処理に着手せず又はその処理を中止することができる。

5. 委任契約は、事件の処理完了のほか、次の場合にも、当然に終了する。

① 甲または乙の死亡(ただし、乙の事務所の所属弁護士が乙を引き継ぐ場合は除く。)

② 乙が弁護士資格を喪失したとき(ただし、乙の事務所の所属弁護士が乙を引き継ぐ場合は除く。)

③ 甲または乙の双方またはいずれか一方の連絡が、30日以上にわたってとれない場合

④ 甲乙の信頼関係が破壊された場合において、甲または乙のいずれか一方が他方に委任契約の解約を申し入れたとき

⑤ 乙の利益相反その他の事情で乙による委任事務処理が不適当とみとめられる場合において、乙が甲に委任契約の解約を申し入れたとき

⑥ 理由の如何を問わず、甲が委任契約の解約を申し入れたとき

⑦ その他、委任事務処理の継続が不相当と認められる事情が生じたとき

6. 委任契約に基づく事件等の処理が途中で終了した場合は、次のとおり。

(1) 受領済の着手金は返還せず、未払いがあれば支払う。ただし未着手の委任事務があるときは、この限りでない。

(2) 報酬金は、委任事務処理の程度に応じて成果の有無を判定し、委任契約終了時に支払う。

7. 甲が第3項により支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務(保証金、相手方より收受した金員等)と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

8. 特約条項(にチェックした事項)

事件の処理上、 まで出張の必要がある場合、甲は乙に対し、出張一回毎に日当として 円を支払うものとする。その他の遠隔地へ出張する場合の日当は、別途、協議する。

報酬金額の算定方法について

- 多摩オリエンタル法律事務所の報酬金額は、下記別表のとおりです。
- 依頼の趣旨が「不動産の明渡」であっても、不動産の明渡請求を放棄して代償金の支払いがあったときは、「金銭の回収」があったものとして報酬金額が算定されます。このように、実現した内容が当初の依頼の趣旨と異なる場合でも、報酬金額が発生する場合がありますことをご承知おきください。
- 報酬金額に関する特約が定められている場合は、その金額とします。

(別表・報酬額の算定方法・金額は税込である。)

成果の内容	報酬の額
金銭の回収	回収した金額の11%
金銭請求の排除	排除した請求額の11%
不動産の明渡, 所有権移転登記手続, 不動産明渡請求の排除, 所有権移転登記手続請求の排除 (①)	目的不動産の固定資産評価証明書上の金額の11%。ただし, 目的不動産が一の不動産の一部の場合, 総面積に対する目的不動産の面積の割合を乗ずる。
①以外の不動産に関する成果 (不動産に関する請求の合意の成立にとどまる場合を含む)	目的不動産の固定資産評価証明書上の金額の5.5%。ただし, 目的不動産が一の不動産の一部の場合, 総面積に対する目的不動産の面積の割合を乗ずる。
動産の引渡, 登録請求の実現その他動産に関する一切の成果 (動産に関する請求の合意の成立にとどまる場合を含む)	目的動産の評価額の11%
金銭給付の合意, 金銭給付を命じる債務名義の取得 (金銭の回収ができなかった場合)	引換給付の有無にかかわらず, 合意された金銭給付額の5.5%
継続的給付の合意	33万円または1ヵ月分の給付額のいずれか高額の額
離婚, 親権, 面会交流, その他の家事身分の形成またはその排除	33万円。ただし, 本段の成果が追加されるごとに, 11万円を加算する。
雇用契約上または会社法その他の組織法上の地位確認	33万円または確認された地位に基づく1ヵ月分の収入金額のいずれか高額の額
その他の経済的利益の算定が困難な成果	33万円。ただし, 報酬算定例に記載がある成果は, その額とする。

実費について

- 実費は、次のとおり発生する場合がございます。お求めいただければ詳細を説明いたします。

相当数の書面を作成した場合 白黒書面の印刷は 1枚あたり10円

カラー書面の印刷は 1枚あたり30円

住民票, 戸籍, 登記事項証明書その他の証拠収集があった場合

資料発行手数料および取寄せのための郵券代

訴訟その他の法的手続きをとった場合

法的手続に要する印紙代および郵券代

遠隔地に移動を要する場合 (日当を定めなかった場合)

往復の交通費および宿泊料